

# 会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

平成30年度第2回美里町介護保険運営委員会及び美里町地域包括支援センター運営協議会

2 開催日時 平成31年3月14日(金)午後2時00分から午後3時05分まで

3 開催場所 美里町健康福祉センターさるびあ館 2階研修室

4 会議に出席した者

(1) 委員

高橋文一委員長 清水五郎副委員長 阿部まなみ委員 櫻井道子委員  
原田伊都子委員 戸部成子委員 木村明子委員

(2) 事務局

渡辺克也 伊藤博人 野田浩司 相原浩子 菅井晶

(3) その他

なし

5 議題及び会議の公開・非公開の別

議題

指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメントの一部業務委託について  
指定居宅支援事業所等の指定更新について  
第7期介護保険事業計画における地域密着型サービス事業者公募について  
その他

会議の公開・非公開の別

公開

6 傍聴人の人数

0人

7 会議資料

別紙のとおり

## 8 会議の概要

渡 辺 課 長	<p>皆さんこんにちは。長寿支援課課長の渡辺です。本日はご多忙、悪天候の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。本日、岡山委員さんと黒沼委員さんが欠席する旨の連絡をちょうだいしておりますので、報告させていただきます。それでは、平成30年度第2回美里町介護保険運営委員会及び美里町地域包括支援センター運営協議会を開催させていただきます。初めに、事前にお配りしておりました資料の確認をさせていただきます。まず、会議の次第です。それから、資料1といたしまして、平成31年度介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務委託予定事業所一覧、資料2といたしまして、指定居宅介護支援事業所等の指定更新についてでございます。資料3-1地域密着型サービスという資料になります。資料3-2としまして第7期介護保険事業計画における地域密着型サービス事業者の公募スケジュールについて、資料3-3地域密着型サービスの事業者公募について(案)、資料番号はございませんが、平成31年度美里町地域包括支援センター基本方針・運営方針(案)でございます。資料の方は大丈夫でしょうか。</p> <p>それでは、美里町介護保険条例第17条第1項及び美里町地域包括支援センター条例第14条第1項の規定によりまして、委員長及び会長が会議の議長となることを定めております。高橋委員長を議長としまして、会議を進めていただければと思います。高橋委員長、よろしく願いいたします。</p>
高 橋 委 員 長	<p>皆さん、早速ですが始めさせていただきますと思います。本日は足元が悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。貴重のある時間です。ご協力よろしく願いいたします。</p> <p>2番目としまして、会議録署名人及び会議書記の選出でございます。指名してよろしいですか。</p>
	(全員了解)
高 橋 委 員 長	<p>では、指名したいと思います。会議署名人には原田伊都子委員、もう一人の方は戸部成子委員です。以上2名の方が署名人ということでよろしく願いします。会議書記には、長寿支援課菅井晶技師によるしくお願いいたします。</p> <p>早速、議事に入ります。(1)としまして、指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメントの一部業務委託について、事務局からよろしく願いします。</p>
相原技術主幹	<p>長寿支援課相原です。よろしく願いします。着座にて説明させていただきます。(1)指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント</p>

	<p>一部業務委託について、説明させていただきます。資料1をご覧くださいと思います。これらの業務につきましては、介護度が要支援1と要支援2の方及び基本チェックリストにより総合事業対象者となった方のケアプラン作成とサービス利用に係る介護の相談全般となっております。地域包括支援センターの方で行われます業務につきましては、皆様のお手元にあります資料ですが、介護保険法の資料になります。介護保険法第115条23の第3項におきまして、指定居宅介護支援事業者へ一部委託することができるようになっております。また、指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメントについては、一体的に行われるものであり、委託にあたっては、公正中立性を確保する観点から、運営協議会にて協議の上、承認をいただく必要があると国からの通知にありますので、本日協議をお願いします。</p> <p>平成31年度の委託につきましては、資料1の事業所一覧にあります37事業所に委託できればと考えております。全事業所が指定居宅介護支援事業として指定を受けておりますので、委託の要件は満たしている状態となっております。平成30年度につきましては、37事業所と契約しまして、平成31年度につきましても37事業所と前年度と同じ事業所の数となっております。内訳としましては、平成30年度契約をした事業所から2つの事業所が事業の休止となったために、契約をしないこととなりまして、新たに2つの事業所、36番にあります「ことぶき会ケアプランセンター」と37番の「医療法人啓仁会居宅介護支援事業所ふかや」が追加となっております。平成30年度に契約しました事業所につきましては、委託事業について滞りなく実施されており、新規の委託事業所につきましても、指定居宅事業所としての活動が滞りなく行われていることから、委託には問題ないと考えております。以上です。よろしく申し上げます。</p>
高橋委員長	<p>今、報告があったとおりなんですけれども、例年のことなので、何かご意見ありますでしょうか。</p> <p>新規委託の2事業所については、資料があると良かったのかもしれません。しかし、今滞りなく活動が行われているということですので、大丈夫であると思いますけれども、何かありませんか。総数的には変化なしということによろしいですか。</p>
相原技術主幹	はい。そうです。
高橋委員長	お認め願ってもよろしいでしょうか。
	(全員了解)
高橋委員長	<p>では、36番、37番の事業所の追加ということによろしく願います。ありがとうございました。</p> <p>次に、(2)指定居宅支援事業所等の指定更新について、事務局からお</p>

	願います。
野田課長補佐	<p>協議事項(2)指定居宅支援事業所等の指定更新について、介護保険系の野田の方から説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。よろしく願います。</p> <p>資料2をご覧ください。平成30年法改正に伴い、介護支援事業所等の指定、指導権限等が県から市町村に移譲されました。それに伴い、指定更新申請があった以下の事業所の指定について運営委員会の意見をお聞きするものでございます。指定更新申請があった指定居宅支援事業所等は、ひばり園ケアプランセンターでございます。指定申請のあった事業所の概要については以下のとおりです。事業所のこれまでの経緯につきましては、平成19年4月15日に県の指定を受け運営をこれまで行っておりまして、平成30年4月1日から介護保険法、平成9年法律第123号の改正により事業所の指定が宮城県から美里町に移譲されました。指定更新についてご意見等いただきたいと思っておりますので、よろしく願います。</p>
高橋委員長	今、説明があったとおりなんですけれども、何か書類を見て気づいた点がありましたら願います。ありますでしょうか。
清水委員	事務局に質問なんですけれども、指定、指導権限が県から市町村に移譲されましたけれども、今後美里町で指定、指導等を行うような内容が発生することはあり得るのでしょうか。
野田課長補佐	居宅介護支援事業所が新たに美里町に開設する場合には、地域密着型事業所と同様に、指定申請の内容を審査して、指定するということとなります。
清水委員	それは、宮城県から美里町に移管されましたという連絡が来るようになっていのでしょうか。自動的に移管されましたとなるのでしょうか。
野田課長補佐	今回は法改正により、自動的に移管された形となりました。
清水委員	自動的に移管されたんですね。
野田課長補佐	はい。そうです。
高橋委員長	<p>そういうことが増えるのでしょうか。</p> <p>このように気づいた点があればよろしく願います。</p> <p>よろしいですか。</p>
	(全員了解)
高橋委員長	はい。それでは(2)の指定居宅支援事業所等の指定更新について、県から市町村に移譲されたということです。これはお認め願うということですのでよろしく願います。次、(3)に移りたいと思います。(3)第7期介護保険事業計画における地域密着型サービス事業者公募について事務局よりよろしく願います。
野田課長補佐	(3)第7期介護保険事業計画における地域密着型サービス事業者公

募について、ご説明させていただきます。これにつきましては、第7期介護保険事業計画において、地域密着型サービスとして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供することを計画しました。その体制整備として、このサービスを提供する事業者を公募することとし、公募方法等について、ご審議をお願いするものでございます。

資料3 - 1をご覧ください。初めに、このサービス等について申し上げます。地域密着型サービスとは、介護が必要になった高齢者が日々の生活を住み慣れた地域で過ごすことができることを目的としており、原則として、当該市町村の被保険者のみが利用できるサービスとなっております。地域密着型サービスの内容としては、以下のとおりでございます。今回、新たに公募するサービスにつきましては、字を大きくしてあります、定期巡回・随時対応型訪問介護。これにつきましては、定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を受けるサービスであります。これまで、町の方にこのようなサービス事業所はございませんでした。次に、看護小規模多機能型居宅介護。これにつきましては、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた複合型サービスでございます。同様にこちらもこれまで町にはなかったサービス事業所になります。2ページにつきましては、美里町の施設一覧としまして、色が塗ってあるところが地域密着型サービスでございます。3ページが厚生労働省のホームページに掲載されております資料の抜粋でございます。これに基づいて、各サービスについて説明をさせていただきます。4ページをご覧ください。定期巡回・随時対応型サービスについて、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みと、医療と介護が連携し、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を提供し、定期巡回、随時対応を行うことができるサービスです。在宅でも、施設や病院に入院している方と同等のサービスや安心安全を得られるようなサービスとなっております。イメージとしては以下のとおりでございます。次に5ページが基準等になります。訪問介護員等、看護職員、オペレーター等を配置する仕組みとなっております。次の8ページをご覧ください。看護小規模多機能型居宅介護の概要になります。こちらにつきましては、サービス事業所が、通い、泊まり並びに訪問の介護と看護を提供するサービスとなっております。こちらのサービスを提供することにより、医療ニーズが高い状況の方に応じたサービスを組み合わせることができ、地域における多様な療養支援を行うことができるサービスとなります。これに期待できるのが、ガンの末期の看取り期の症状がある方に対して在宅生活を継続できるような支援、家族の方や利用者の方への特別な相談対応による不安の軽減、退院直後の在宅療養生活の支援を行うことが

できます。なお、主治医と看護小規模多機能型居宅介護事業所の連携、医療行為を含めた多様なサービスを24時間、365日利用することができます。看護小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員が、通いと泊まりと訪問のサービスを一元的に管理するため、利用者や家族の状況に合わせたサービスを提供することができます。定員については、29名以下。介護につきましては18名以下、宿泊については9名以下と定められております。次に9ページ、10ページをご覧ください。これら2つのサービスが連携することにより、効率的かつ柔軟なサービスが提供されるようになるのではないかと思います。続きまして、資料3-2をご覧ください。第7期介護保険事業計画における地域密着型サービス事業者の公募スケジュールについてになります。1、平成31年5月号広報並びに美里町ホームページでの周知を行います。期間としましては、平成31年5月7日から5月31日としまして、要項及び各種様式は美里町ホームページからダウンロードするという形で考えております。2、公募申込及び質問等の受付につきましては、平成31年6月3日から6月28日まで行うこととしております。3、7月の介護保険運営委員会で事業所選定を計画しております。案としましては、7月18日または7月25日としておりますが、日程につきましては、委員会で決めていただければと思います。4、事業所による施設整備を平成32年2月29日まで行うこととしております。その後事業所の方で指定申請を行うこととし、事業所の指定決定といたします。介護保険運営委員会での審議を経て、指定を決定することといたします。そして、平成32年4月には事業所を開設するという予定としております。続きまして、資料3-3をご覧ください。地域密着型サービスの事業者公募について（案）です。1ページをご覧ください。公募するサービスの種類については先に説明したとおりとなっております。応募手続きについては、申込書を6月3日から6月28日までに提出していただくこととなります。選定につきましては、応募があった申込書について事務局で人員基準と設備・運営基準等に適合しているかどうか確認したのちに美里町介護保険運営委員会の方でヒアリングを含めて審査していくという形を考えております。審査の結果、申込んだ事業所が好ましくない場合には、選定する事業所はなしという場合もございます。2ページをご覧ください。選定方法でございますが、ヒアリング等を行う形となります。その後、選定結果の通知を行いまして、選定後の手続きにつきましては、基準条例で定められている地域密着型サービスの人員基準と設備・運営基準に適合していること、選定結果で修正を求められた事項を事業計画に反映させている場合には、申請をすることが可能であり、それを審議していただいて、選定するものでございます。その他の留意事項につきまして、

	<p>基本事項としましては、事業者は社会福祉に対する熱意と理解を有していることが必要であるとともに、法人の役員構成や資金計画が適正であり、施設整備はもとより、健全で安定した法人運営が可能であることが求められます。計画する施設建物については、建築基準法はもとより、基準条例で定められている地域密着型サービスの設備・運営基準等、その他関係法例・通知等に沿った内容であること、施設用地については、都市計画法等に適合していることが必要です。交通の利便性や住宅地との距離等から、利用者に対するサービス提供にとどまらず、地域に開かれた適切な立地条件であることが望まれます。評価項目及び評価基準については、別紙2をご覧くださいと思います。評価項目及び評価基準は、法人運営の的確性としまして、法人の理念・姿勢、法人運営の透明性・公平性・法令等の遵守状況、運営実績・経験、職員の育成、法人運営の安定性・継続性になります。その他施設計画、事業運営方針に基づきまして評価を行うこととなります。質問等の受付については、6月3日から6月28日まで、町の方に質問をしていただくこととなります。公募申込の様式、添付書類については、次のとおりとなります。これらのものを添付していただき、申込みを行っていただくこととなります。以上となります。審議の方をよろしくお願いします。</p>
高橋委員長	<p>ありがとうございました。(3)の説明に何かありましたらお願いいたします。これからのことで大事なことです。読んだ感じはどうでしょうか。これが実現すればこの町にとってはとても良いことであるのですけれども。公募者がいるかどうかということも含めてこれからなんですけれども。何か気づいた点や、この辺はどうなっているのか、事前に何か聞いておきたいことがあれば。今までにない施設ができるようなので、できるだけきてほしいですけれども、委員の皆さんの意見があればお願いします。</p>
原田委員	<p>数年前までは、この事業は採算が取れないというように噂されておりました。実際に宮城県でこのような事業を行っているところはあるのでしょうか。例えば仙台市では行っているのでしょうか。</p>
阿部委員	<p>仙台市では、セントケアがこのような事業を行っています。採算は非常に厳しいと思います。この事業は様々な面でハードルが高いと思うので。一番重要な看護師が美里町にどのくらいいらっしゃるかわかりませんが、地域密着型なので、地元の看護師さんが雇用されて活躍出来るような状況であれば良いんですけれども、私の事業所も看護師不足ということもありまして。病院もそうなんですけれども、なかなか難しいところではあると思います。まず人材があるかどうかということと、採算については恐らくやり方だと思うんですけれども、需要と供給のバランスのところをある程度検討してからでない、行うことは難しいのでは</p>

	<p>ないかという気はします。我々が訪問している患者さんでも、医療的ケアがたくさんあってショートステイが利用できなくて、病院のレスパイトについてもなかなか受け入れられなくて、このような事業所があれば良いなと思う患者さんはもちろん多くいらっしゃいます。</p>
原 田 委 員	<p>あったら良いなとずっと思っていて、あえて平成31年に美里町の方でこの2つの施設を開設準備するということになったということは、やはり需要があるために開設するということによろしいですか？</p>
野田課長補佐	<p>では、お答えいたします。第7期事業計画を策定する中で、第6期から始まっている介護と医療の連携、こちらが地域の課題となってきました。美里町については、病院で診療できる場所はあるんですけども、なかなか往診することが難しいということが課題となってきました。主治医の指示のもと、介護等を行えるサービス等があれば、ガン末期とか病状の重い方についての看護と介護が上手くできるのではないかとこのことで計画がなされていきました。運営についてということですが、定期巡回・随時対応型訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護の事業を連携して実施していくことや、有料老人ホーム等と連携して、有料老人ホームの入所者に対して訪問介護、看護を行いながら地域の方々にも同様のサービスを提供するような複合的なサービスを一体化して運営している事業所の事例もありますので、それらを参考にしながら事業所の開設を支援したいと考えております。</p>
清 水 委 員	<p>雰囲気的には合いそうですか？これはとても素晴らしいことだと思うんですが、対応していくことがとても大変で難しいことだと思うので、対応していくことが出来る力があるのかというその辺が心配になりました。</p>
高 橋 委 員 長	<p>その辺は手を挙げる方がいなければどうしようもないんですけども、手を挙げた方がいた場合には今のような意見を参考にしながら検討、確認をして、緻密に選定し、考えてほしいと思います。最終的には我々にも流れてくることなんでしょうけれども。</p>
野田課長補佐	<p>審査の段階から、きちんと基準、運営等についてこれからどのような計画を立てることができるか、選定もどのような形で行えるのかということなどをまず事務局の方で確認し、なお運営委員会の中でも事業所がどのような経営理念を持っているのか確認していただいて、選定の過程で十分に注意しながら行っていきたいと考えております。</p>
高 橋 委 員 長	<p>既に先行して事業を行っている地域の資料を取り寄せる必要があると思います。このような方法もあるということ、実際このように行っていますという資料をきちんと取り寄せて、分析をしておかないと。今後行っていく際にスムーズに進めていくことが出来るように、その辺を事務局はぜひ、ご配慮をお願いします。</p>

櫻井委員	この会議の時にも出してもらえればと思います。
高橋委員長	それは、もちろんです。介護保険制度が始まった頃は美里町が単独で、単年度で夜間に見守りを行うという話も出てきたのですが、結局最終的には立ち消えになったということもありました。その辺はなかなか難しいことだと思います。手を挙げてくれる事業所があれば嬉しい限りのことなんですけれども、町民のために、ぜひ我々も含めて、事務局は特に頑張っていたきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。その辺に関して、聞いておきたいことや言っておきたいことや意見等はありませんか。大丈夫ですか。
戸部委員	これは、立ち消えというか、最初はそういうのが欲しいという方がいて、進んできたことだとは思いますが、実際に事業を利用した場合、介護・看護を行う人が気を遣うのではないのでしょうか。夜中に来てもらってとか、そういうことで介護・看護する人が休めないという状態になってきているということになると、やはり「いいや、1人で頑張ってみよう」という形に行くような気がします。やはり介護・看護をする人のこともサポートしていかないと、今は高齢者の介護、老老介護が主となってきておりますので、亡くなられた後の介護うつと言われるようなものが最近よく目につくようになってきています。一生懸命向かってきたものがなくなってしまった時の対処、そういうところも合わせてケアしていかなければならないと思います。介護保険サービスを利用している人が亡くなりました、次は介護・看護していた人が介護保険サービスの利用が必要になりましたというような状態では、介護保険料が上がる気がします。
高橋委員長	本人だけではなく、周辺にも気を遣って運営していかなければならないという意見がありました。それは前々からも言われていることなので、その辺りもこの町には少し足りない部分でもあるかもしれませんが、その辺もぜひ、事務局も含め、よろしくお願ひしたいと思います。(3)につきまして、どうですか。事務局はきちんとした資料を取り寄せていたきたいと思います。よろしくお願ひします。
野田課長補佐	先程の議題での確認ですが、運営委員会の選定の日程について、7月18日か25日でよろしいでしょうか。
高橋委員長	どちらかということですね。 どちらかの日ということで、委員の皆さんは予定しておいてください。18日か25日のどちらかということです。
渡辺課長	7月開催のことですので、おおよそこのような考え方で行くという程度のことなので、よろしくお願ひします。
高橋委員長	委員の皆さんはこの2つの日にちを予定していただいて、時間はいつもとおりで同じということでもよろしいかと思ひますので。

原 田 委 員	できれば、今行っている事業の前年度の課題が欲しいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。
野田課長補佐	わかりました。
高 橋 委 員 長	(3)についてはよろしいでしょうか。来年のことですので、本当に事務局には頑張っていたきたいと思います。よろしくお願ひします。他に何かありませんか。では、(4)その他ということで事務局からお願ひします。
相原技術主幹	(4)その他の方で説明させていただきます。平成30年度美里町地域包括支援センター基本方針について、説明をさせていただきたいと思います。資料の方をご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、町が地域包括支援センターの運営方針を示しまして、適正に事業を実施するものされていることから定める物となっております。美里町としては、直営の地域包括支援センターであることから、地域包括支援センターの職員も美里町職員ということになっているため、地域包括支援センター運営につきましては、一体として実施しているところなんですけれども、こちらの方針の表現としましては「町は」と書かせていただいているところが所々ございますことをご了承いただければと思います。平成31年度の基本方針、運営方針につきましては、平成30年度からはほとんど変わらず同じような運営方針で行っていければと考えておりましたが、1か所、事業の強化を図りたいと考えております。こちらにつきましては、3ページをご覧いただきたいと思うのですが、3ページの真ん中より少し上の6、地域ケア会議の運営方針について、来年度につきましては、もう少し事業の強化を図りたいと考えております。地域ケア会議というのは、地域の関係者が集まりまして、事例の検討を行ったり、地域課題を探っていくという会議になっております。今まで美里町では困難事例でありますとか、町の高齢福祉サービスを利用する際にこちらの会議を開催しておりました。そこを平成31年度からは、そのような会議も行いながら、介護度が低い方、要支援の方ですとか、要介護1の方ですとか、介護度の低い方のケアプランについて関係者で見直しを行っていき、地域課題を考えようという視点で会議を開きたいと思っております。担当するケアマネージャーさんと町内のリハビリ職の方であるとか、地域包括支援センターの職員と専門職が一緒になってケアプランをもう一度皆で見まして、その方の重症化、介護度を進ませないための予防をできるような内容に検討する、個別の会議を行っていきたいと思っております。これを行うことによって、介護予防という考え方のところをケアマネージャーですとか、居宅介護支援事業所の皆さん、サービスを提供する事業所の方にも啓発ですとか、ケアの取り組みというところを考えていただけるように進めてまいりたいと考えておりました。

	<p>た。合わせてですが、指針の方から少し外れるのですけれども、前回協議会の方でご意見をいただきました介護予防教室、元気塾のところなんですけれども、平成31年度からは南郷地区の方でも会場を増やしまして開催をすることにしております。来年度につきましては、元気塾の開催を増やしたり、こちらの介護予防を進めるための会議を行うことなどから、介護予防の事業の方に努めてまいりたいと考えております。これらについてご意見を頂ければと思います。以上です。</p>
高橋委員長	<p>はい。ありがとうございました。とりあえず進めていただいているところなんですけれども、(3)と最終的には繋がっていくかと思うんですけれども、町もいろいろと考えてくれておりますので、介護予防を厳密に緻密に頑張っていくと、次々と行っていくということなんですけれども、今の話を聞いて気づいたことがあれば、もう少しご意見等ありましたら、お願いします。</p>
原田委員	<p>先ほどの地域ケア会議の運営方針の中で出ていたんですが、地域課題の解決というところで、地域課題がどのようなものであったかということはこのような会議の中で今後教えて頂けたら良いのかなと思うのですが。</p>
相原技術主幹	<p>来年度、この会議を取り組み始めますので、地域課題については、もしかしたら年度の後半になってしまうかも知れませんが、出てきたところを、会議でも提示させていただきながら、ご意見をいただいて、より施策の方に結び付けていければと考えております。</p>
原田委員	<p>よろしくお願いします。</p>
高橋委員長	<p>よろしいですか。予防をできることが一番であり、それに越したことはないのですが、今日出席の委員さんのお口添えもとても重要になってくると思いますので、その辺も含めてよろしくお話ししたいと思います。気づいた点がありましたら、事前に事務局にお話ししていただけたらと思います。</p>
清水委員	<p>修正は1か所だけで大丈夫でしょうか？</p>
相原技術主幹	<p>はい。そうです。</p>
高橋委員長	<p>その他(1)更新ということでよろしくお話しします。今の話はとても大切なことですので、有言実行をよろしくお話ししたいと思います。先ほども申し上げましたが、ご意見等ありましたら、年度末でもございますので、委員会の意見として事務局も聞きたがっておりますので、よろしくお話ししたいと思います。</p>
櫻井委員	<p>私、桜木町に住んでいるんですけれども、高齢者の方々のご夫婦または家族で暮らしている人が少なくなっていて、単身の高齢者、そのような人たちが増えているという事実があると思うので、その辺を考えていかなければならないのではないかと思います。すごい速さで進んでいる</p>

	<p>んですよね、今そういう問題が起きた時から考えると2倍になっていると国の試算ではじかれているので、そういう問題が起きてからでは素早い対応が出来なくなるので、そのような状況を町では把握しているのでしょうか？単身高齢者について増えてきているのは確かだと思うのですが。その辺の人口構成の資料がないので、1980年頃から2010年頃は2倍になっているという、そのようなことを聞きますか？</p>
相原技術主幹	<p>そうですね。高齢者世帯、単身の高齢者世帯を含めてですけれども、一人暮らしの高齢者の方の推移はこちらの方でも把握させていただいておりまして、直近で把握している数値を近々ホームページにも掲載させていただきながら、住民の方々にも実態として知っていただいて、ケアマネジャーさんや関係者の方々にも提示しながら地域課題のところで、単身の高齢者の方に対して何か行っていければというところを検討できる材料として把握しながら行っているところです。</p>
伊藤課長補佐	<p>今、櫻井委員さんが言ったとおり、美里町の方でも高齢者の単身世帯が確実に増えてきていると思います。数値なんですけれども、直近の国勢調査、平成27年、2015年に国勢調査を行った際に、正確な数字ですと、1人暮らし高齢者世帯、美里町ですと828世帯であります。また、きちんとした数値ではないんですけれども、現時点だと1000世帯は超えているのかなと思います。今後その傾向としては確実に増えてくるものだと思います。高齢者の単身世帯だけではなく、お話にもありましたとおり、老老介護の世帯であったり、核家族化が全国で進んできておりますので、高齢者だけの世帯というのも確実に増えていくものだと言える状況だと思います。町としても現時点で、各種施策でひとり暮らし高齢者の見守り支援事業であったり、他にも民生委員さんにも要援護高齢者、こういう方がいますよ、どういうケアをしますよという台帳を作って進めているところであります。ただそれだけでも十分な施策展開とは言えない状況にありますので、今後は国の施策、県の施策を参考にしながら町単独ではなく、住民の皆さんの力が必要になってくることから住民の方、相談をされる方、区長さん、民生委員さんと連携しながら状況の把握にも努めてまいりたいと思いますので、よろしく願います。</p>
高橋委員長	<p>ありがとうございました。</p>
櫻井委員	<p>社会で、地域で支えていかなければならない、そういう時期が来るのではないかと思いますので、よろしく願います。</p>
高橋委員長	<p>ありがとうございます。このようなニュースを宮城県だけではなく、全国的な傾向であると思います。人間性もあると思いますけれども、段々と疎遠になってきたり、同じ家族でも難しい問題であると思います。美里町の良いところを伝えながら長く続いていくといいと思います。なる</p>

	<p>べく家族が離れ離れになることがないように。その他何かありましたら、お願いします。</p>
木村委員	<p>今のところと関連して、独居老人や老人世帯、日中独居とか本当に多いと思います。お茶飲み会とか、様々な催し物をして出てきてくれる方は良いんですけども、引きこもっていて地域の催し物には参加しないという方もたくさんいらっしゃいます。そのような方たちへの対応も考えていかなければならないと常日頃思っているのですが、介護予防も出てきてもらえなければできないですね。1人で家にいて、誰とも接していないという人の対処というものを、訪問をしても中には訪問を嫌がる方もいらっしゃいますので、そのような方の対応が一番難しいと感じているので、そのようなところも協議しながら進めていただければ良いのかなと思います。以上です。</p>
高橋委員長	<p>ありがとうございます。</p>
阿部委員	<p>現場からの視点になってしまうのですが、どこの事業所も現在、とにかくマンパワー不足を感じられます。医療的ケアを担う方々が、制度が変わってヘルパー方が痰を吸引できるようになったりだとか、胃ろうの注入ができるようになったりとかありますが、仙台の事業所でも働いていると、仙台の事業所はヘルパーがそのようなことができる事業所が多いのですが、大崎市も美里町も少なく、家で介護したいけれど、介護する人が頑張りきれなくて結局施設に入所したり、なかなかそれが難しく介護をしている人が先に倒れて、入院してしまったり、お亡くなりになってしまったりというように逆転してしまうようなケースもあり、悲惨な結末になっています。現場としてみていて看護多機能居宅介護というようなものが今とても必要だと思いますが、今あるサービスを上手に組み合わせて、連携して行えるサービスが今もあるのではないかと思います。新たに作ることも大切ですが、今ある美里町のサービスをどのように繋いでいくかというところが、これから先の大きな課題なのではないかと思います。せっかく今、たくさんサービスがありますので、そこと医療的ケアができる事業所と介護ができる事業所が手を繋いでできることはないかなというのをまず考えるという機会があったら、今年度何かできるのではないかなという感じが、今までの話を聞いていて思いました。</p>
高橋委員長	<p>今、とても貴重なご意見をいただきました。制度が変わったことによってヘルパーがそのような行為をできるようになりましたが、どこの事業所ができるのかチェックしていただいて、町が音頭をとってなにかしてあげてをしないと、広がっていかないような気がしますね。</p>
阿部委員	<p>皆不安なんです。そこで助け合えたらすごく開かれるし、我々が見えてきていなかったことが見えてきたり、我々を見てくれている人も増え</p>

	ていくと思います。そのような意味では、開かれたサービスにもなっていくかと思えますし、助け合いの精神も生まれると思います。新しいものを作るよりも大切なのではないかと思います。
高橋委員長	ありがとうございます。
原田委員	阿部委員さんが言っていたことを現場にいた時はとても感じていました。介護保険の制度とか、医療保険の制度等あり、一緒に混ぜて行おうとした時にやはり制度の壁というものはあるんですね。例えば訪問看護でA訪問看護が午前中に来ました、Bの訪問看護が午後に来ましたとなると、会計が医療保険ではできなくなってしまうんですね。医療保険では1日は一つの事業所でなければならぬ。だけれども、A事業所はこの時間しかとれない。B事業所はこの時間しか取れないとなると、それを組み込むことが出来なくなってしまい、サービスの提供ができない。あるいはヘルパー事業所に関しても2時間、時間を空けなければ入れないだとかありまして、あるサービスを利用できないもどかしさがありました。確かに、新しい事業を立ち上げることは大切なことだと思うんですけども、今ある資源をどう利用できるのかということも実際考えてみても良いのではないかと私も思います。
高橋委員長	ありがとうございます。今いただいた意見はすごく広がっていくようなものであると思います。ぜひ洗いなおして、具体的な案が出ましたが、吸引等について、すぐに実施できるような内容のことも含めまして、まだ行っていないところとバランスを考えて、町内でほとんどの事業所が行ってくれているようにチェックしていってこれたらいいと思います。ぜひ、今出たところの間をとって行ってこれたらいいと思います。
櫻井委員	実施していくには、事業所均等に行ってほしいと思います。町がリーダーシップをとって行ってくれば、情報交換もできると思います。よろしくお願いします。
清水委員	町でも大変だろうと思います。介護保険法が変わるたびに国からも県からも各自治体に通知が来て、大変だろうと思います。負担もかかるし、自分たちも責任を持って管理しなければならないんですよ。大変だろうと思いつつも、美里町としてこのようなことを行っているというものをきちんとしていくことが大事なんだと感じます。
高橋委員長	町も大変であると思いますが、来年度からも滞りなく取り組んでいただけたらと思いますので、よろしくお願いします。他にありませんか。みなさんで情報を得て、連携をしながらよろしくお願いします。では、最後に長寿支援課課長からお願いします。
渡辺課長	様々な意見をいただきまして、ありがとうございました。この運営委員会の意見、非常に貴重なものだと捉えておりますので、これからの開催の際にもたくさんのご意見を頂けたらと思います。

	以上をもちまして、第2回美里町介護保険運営委員会及び美里町地域包括支援センター運営協議会を終了させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。
--	--

会議の経過を記載して、相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

署名委員

署名委員